

高浜小学校等整備事業  
実施方針への質問回答

平成28年6月1日

高浜市

様式1-2

実施方針 質問記入欄

| No | 頁 | 1 | 1.1 | (1) | 1) | ① | a) | a | 項目等          | 質問内容  | 質問及び意見回答   |
|----|---|---|-----|-----|----|---|----|---|--------------|---|--|
| 1  | 8 | 2 | 2.2 | (1) |    |   |    |   | 募集及び選定スケジュール | 実施方針(案)と実施方針の変更点は無いと考えてよろしいでしょうか。                                     | お見込みのとおりです。  |
| 2  | 8 | 2 | 2.2 | (1) |    |   |    |   | 募集及び選定スケジュール | 要求水準書(案)についても、入札の公告時に要求水準書が公表されますでしょうか。公表される場合、内容について質問の受付は行われるでしょうか。 | お見込みのとおりです。<br>なお、6月上旬に3月末に公表しました要求水準書案の修正資料を公表する予定です。 |
| 3  | 8 | 2 | 2.2 | (1) |    |   |    |   | 募集及び選定スケジュール | 入札説明会後に質問の受付が2回設定されていますが、質問対象、範囲等違いはあるのでしょうか。                         | 入札公告後に2回実施予定の質問の受付は、入札書類を対象としており、各回で質問対象・範囲に差異はございません。 |
| 4  | 8 | 2 | 2.2 | (2) |    |   |    |   | 募集手続き等       | 受付期間に時間が設定されていない場合は、Eメール等の受付については期限当日夜12時まで受付可能でしょうか。                 | お見込みのとおりです。なお、入札説明書では受付日時を指定することを想定しております。             |

様式1-3  
実施方針 意見記入欄

| No | 頁 | 1 | 1.1 | (1) | 1) | ① | a) | a | 項目等  | 意見内容   | 質問及び意見回答  |
|----|---|---|-----|-----|----|---|----|---|------|--|---|
| 1  | 全 |   |     |     |    |   |    |   | 説明責任 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後29年3月の発注目指して建設工事を推進される予定ですが、市民に対する説明会の計画につき記述が無いのが残念です。</li> <li>・市民不在にして計画遂行という根本的な考え方に「自治基本条例」を遵守というコンプライアンス精神が欠落しています。</li> <li>・建設費は、推定50億円を超えそうですが、これは高浜市の納税者全員が負担する事態であり、行政も議員も説明責任を果たす責務があると思います。</li> </ul> ⇒住民説明会の計画と実施をお願いします。   | ご意見として承ります。   |
| 2  | 全 |   |     |     |    |   |    |   | 情報展開 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今となっては、時期喪失ですが、先月、要求仕様を公開されているのを初めて知りました。</li> <li>・それぞれ、情報公開、かつ、意見募集は、10日間程度と極めて短期間です。</li> <li>・このような行為が、「市民と共にまちづくり」を進めていこうという、根本的な考え方、推進方法に遵法精神や公務員としての基本姿勢を感じる事が出来ません。</li> <li>・逆に、市民無視、市の、行政の独断専行の進め方を是とする傲慢さを感じます。</li> <li>・誠に、残念でなりません。時代錯誤というか近代政治を認識されない、旧時代的な因習的な政治手法と感じます。</li> </ul> ⇒「市民主体」という時代認識と「自治基本条例」の再確認をお願い申し上げます。<br>⇒また、市民への情報提供システムの構築ということもご検討頂きたいと思えます。 | ご意見として承ります。   |
| 3  |   |   |     |     |    |   |    |   |      | 方針は複合化をめざすとしています。当然学校のスペースが減ることになる。教育の面ではのびのびと学校生活を送れるようにすることが公共の福祉の充実につながるかと考える。でなければ高浜市は法律違反となるのでは<br>複合化すれば、学校関係者以外の人でも出入りが多くなり、セキュリティの面でも心配です。<br>複合化は問題が多くなり、対応が大変では、かえって、コストが増えるのでは  | ご意見として承ります。   |
| 4  |   |   |     |     |    |   |    |   |      | 高浜小学校等事業実施方針はPFIの手法と直営の手法と比べるとしながらもPFI前提に作られているように見える。<br>デメリットとメリットの比較がない。<br>PFIの手法は人件費+利益でコスト高では 直営は人件費のみ<br>修繕管理費については、建て替えた直後は壊れるところも少ない。壊れるとしたら、施工業者に問題がある。いくらかかるか分からない。先に計算に入れて、契約するという事は確定していないものに払うということになり、納得できない。   | 本事業はPFI法を適用することにより、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指しています。<br>PFI事業として選定する場合は、客観的な評価を行いその結果を公表して参ります。 |

実施方針 意見記入欄

| No | 頁 | 1 | 1.1 | (1) | 1) | ① | a) | a | 項目等 | 意見内容  | 質問及び意見回答   |
|----|---|---|-----|-----|----|---|----|---|-----|---|--|
| 5  |   |   |     |     |    |   |    |   |     | 高浜小学校等整備事業説明会ではプールは敷地内に作らないで、民間のプールで水泳の授業を行うとしていますが、実施方針にはプールもつくらないと書いていない。複合化しなければ、十分スペースはあると考える。  | ご意見として承ります。  |
| 6  |   |   |     |     |    |   |    |   |     | 「高浜小学校等整備事業」実施方針によると、対象施設として、①高浜小学校②児童センター③地域交流施設として、i 体育センター ii 公民館 iii IT工房 iv ものづくり工房を対象とするとしているが、それぞれの必要条件であつ対象定員などの規模は全く示されておらず、どのような複合施設を建設しようとしているのか理解できない。無責任な計画推進はただちに中止すべきである。複合化についても、計画が二転三転している原因は、もともと高浜小学校のスペースに体育センターや公民館施設を入れようとするのが無理であることが明らかになっている証明であり、計画を白紙に戻して再検討すべきである。複合化については学校と関連の深い児童センターなど必要最小限の事業に限定して検討すべきである。 | 複合施設の内容については、3月24日に公表した実施方針(案)と合わせて公表しました、要求水準書(案)においてお示しています。 |
| 7  |   |   |     |     |    |   |    |   |     | 事業方式としてPFI方式で民間事業者を選定にて進めようとしていますがこの方式は民間事業者の金儲けの餌食になることは高浜市役所の整備計画で明らかになっている。市役所の場合15億円弱で建設できる施設を20年間で33億円も負担していますが、建物のメンテナンス費用は築後20年間程度はメンテナンス費用はほとんどかからない期間であり、その間もメンテナンスを含めた管理費用に18億円の費用を払うリース方式は明らかに税金のムダ遣いである。この方式を高浜小学校の整備にまでひろげればますます市民の負担は重くのしかかることは明らかであり、PFI方式での学校整備は白紙に戻して再検討を求める。  | ご意見として承ります。  |
| 8  |   |   |     |     |    |   |    |   |     | 事業スケジュールにプール撤去既設体育館撤去の項目が入っているが、プール、体育館はまだまだ使用できる施設で撤去はもっての外である。こうした施設の解体は税金のムダ遣いの典型であり、ただちに中止を求める。またプールについては、災害時避難所の拠点となる学校にプールを無くすることは考えられない行為で、責任ある行政人のすることではない。今回の熊本地震の教訓からも、計画の抜本的再検討を求める。   | ご意見として承ります。  |